

日放技発第539号  
平成28年8月22日

厚生労働省健康局  
がん・疾病対策課長  
渡辺 真俊 殿

公益社団法人  
日本診療放射線技師会  
会長 中澤靖 夫



### 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置について（要望）

本会は、国民に対する医療安全の確保と推進、医療技術を適切に提供するための環境整備、疾患の早期発見、早期治療を踏まえ、診療放射線技術の向上、診療放射線技師の資質向上及び放射線の安全管理について積極的に取り組んでおります。

また、放射線機器を含めた医療機器の保守点検及び安全管理に努めるとともに、積極的に研修を実施しております。

さて、平成26年1月10日付（健発0110第7号）、「がん診療連携拠点病院等の整備について」において、がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針が示され、この中で、Ⅱ地域がん診療連携拠点病院の指定要件、1診療体制（2）診療従事者②「専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置」のアでは、専従の放射線治療に係わる常勤の診療放射線技師1名以上の配置とし、2人以上が望ましいとされておりますが、がん治療の模範となるべき地域がん診療連携拠点病院にあつては、提供される放射線治療の質と安全性の確保がより重要と考えます。強度変調放射線治療や画像誘導放射線治療など精度の高い放射線治療が普及しつつある状況の中で、安全で質の高い放射線治療を提供するため、診療放射線技師が行う照射位置・投与線量等の確認について、技師2名以上によるダブルチェック体制が必須であると考えます。以上のことから「1台の放射線治療装置に対して、専従の診療放射線技師2名以上の配置」を要望いたします。

なお、放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に係る常勤の技術者につきましては、医学物理士に「または放射線治療品質管理機構が認定を行う放射線治療品質管理士」を追加して頂き、「1台の放射線治療装置に対して、技術者1名以上の配置」いただくことが、現在の品質管理業務の実態と整合性が図られるものと思慮いたしますので、併せて下記のとおり要望いたします。

### 記

1. 1台の放射線治療装置に対して、専従の診療放射線技師2名以上の配置をすること。
2. 放射線治療に携わる技術者を1台の放射線治療装置に対して、1名以上配置し、当該技術者は医学物理士または放射線治療品質管理士であることが望ましいとすること。